

## 第三者評価

これまでの介護・福祉サービス評価			
事 項	痴呆性高齢者 グループホーム外部評価  (老健局)	福祉サービス第三者評価  (社会・援護局)	特別養護老人ホーム・ 老人保健施設第三者評価  (老人保健福祉局)
評価の目的	自己評価の結果と外部評価の結果を踏まえ、総括的な評価を実施し、サービスの質の評価の客観性を高め、質を改善	個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となる	施設自らが行うサービス水準の向上を都道府県に設置する評価委員会が支援
事業の実施主体	都道府県	特段の定め無し (予算事業(15'~17'の場合)) 都道府県、公益法人、都道府県社協 等	都道府県
事業の受託機関	—	—	—
評価の決定機関	評価調査員の報告に基づき評価機関	特に定め無し	都道府県に設置する「特別養護老人ホーム・老人保健施設サービス評価委員会」
評価員	都道府県が推薦し、研修を受講した者  (詳細は別添)	(全社協の例) 評価事業を実施する団体等に所属する者であり、研修を受講した者  (詳細は別添)	「特別養護老人ホーム・老人保健施設サービス評価委員会」の委員
評価の対象	痴呆性高齢者グループホーム	福祉サービス全般	・特別養護老人ホーム ・老人保健施設
受審義務	義務(省令)	任意	任意

その他の主な第三者評価		
病院医療機能評価	大学評価 ※ 平成16年4月施行予定 (機関別)	ISO (国際標準化機構) (International Organization for Standardization)
病院等の医療施設の機能について、学術的な観点から中立的な立場で評価し、その改善を支援するとともに、この医療機能評価に関する調査研究、普及啓発等を行うことにより、国民の医療に対する信頼の確保及び医療の質の向上を図る	大学は、その水準の維持向上のため、 ① 全学的な教育研究等の状況、 ② 専門職大学院の教育研究活動の状況 について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を定期的に受けるものとする	ISO9000シリーズ (品質マネジメントシステム規格) 顧客の要求事項及び法的・公的規制要求事項を満足する製品・サービスを継続的に供給するために、当該組織が必要な品質マネジメントシステムを備えており、かつ、その実施状況が適切であるか否かを審査
(財)日本医療機能評価機構	文部科学大臣が認証した大学関係者等による評価機関(認証評価機関) ・大学評価・学位授与機構 ・大学基準協会 ・その他NPO法人等	日本には主に(財)日本適合性認定協会が認定した第三者機関(ISO9000では審査登録機関という)
—	—	—
(財)日本医療機能評価機構	評価機関毎	評価機関毎
<ul style="list-style-type: none"> <li>診療管理経験者 …病院長・副院長相当職歴5年以上</li> <li>看護管理経験者 …看護部長相当職歴5年以上</li> <li>事務管理経験者 …事務長相当歴5年以上</li> <li>その他の医療専門職経験者</li> </ul>	(大学基準協会の場合) 正会員校の教職員を中心に専門分野や経歴などをもとに委嘱	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校卒業又は同等以上の学歴を有する者</li> <li>判断を行える地位で5年以上の実務経験等(大卒は4年)</li> <li>雇用者等からの推薦</li> <li>品質管理、JISQ 9001等に関する十分な知識を有する</li> <li>審査員研修機関の実施する研修を修了している</li> <li>審査員行動規範を忠実に守れる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般病院</li> <li>精神病院</li> <li>療養病院</li> </ul>	学校教育法で規定される大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備	福祉分野では、部署間の連携や、チェック機能の強化を図るために受審
任意 (H14事業報告書)((財)日本医療機能評価機構) ※ 但し、緩和ケア病棟入院料の施設基準及び外来化学療法加算の施設基準等に、医療機能評価の受審義務あり	義務(学校教育法) (文部科学大臣の定めるところにより、自己評価を行い、その結果を公表するとともに、政令で定める期間毎に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を行わなくてはならない)	任意

		これまでの介護・福祉サービス評価		
事 項		痴呆性高齢者 グループホーム外部評価  (老健局)	福祉サービス第三者評価  (社会・援護局)	特別養護老人ホーム・ 老人保健施設第三者評価  (老人保健福祉局)
評価の費用		自由 (痴呆介護研究・研修東京センター の例) 1～3ユニット：6万円 4ユニット以上：11万8千円	自由 (平均42.7万円(H15.8現在))	なし
結 果 の 公 表	公表義務	あり	特に定め無し	特に定め無し
	公表内容	・評価概要 ・評価詳細報告書	特に定め無し	特に定め無し
実施状況		929件 (H15.10.31現在実施数(東京センタ ー実施分))	(平成11年度～13年度) 全社協において調査研究 (平成13年度) 指針の提示 (平成14年度～) 全社協において評価調査者 養成研修、普及事業等を実施 (平成15年度～3か年) 予算事業により、都道府県に おける普及のための体制づく りを実施	平成5年度～11年度まで実施 (H11'の例：38道府県で実施)

その他の主な第三者評価		
病院医療機能評価	大学評価 ※ 平成16年4月施行予定 (機関別)	ISO (国際標準化機構) (International Organization for Standardization)
120万円～250万円 (種別病床数による) 再審査：書面3万円 訪問18万円～38万円 付加機能：50万円	(大学評価・学位授与機構の場合) ・適正な評価手数料 (大学基準協会の場合) ・大学分担金60万円+学部分担金 20万円×科の数	評価機関によるが25人以下の事 業所で約80万円～100万円
あり (認定病院の同意を得た上で公表)	あり	特に定め無し (評価機関等の要望により公表)
・審査結果報告書の総括 ・評価判定結果(すべての中項目の評点) ・再審査認定の場合、報告書と中項目の 評点 ・他認定病院の中項目の評点分布 「H15'評価調査者募集要項」(日本医療 機能評価機構)より	現在、各機関で検討中	・組織名 ・認定範囲 ・評価機関略称
1,142病院 (H16.2.16現在)	—	34,364件 (H15.12.10現在)

# 都道府県・指定都市における介護サービ

事 項	介護サービス第三者評価 (福島県)	福祉サービス第三者評価 (東京都)	介護サービス第三者評価 (福井県)
評価の目的	介護保険施設におけるサービスについて、評価及び助言を行うことにより、利用者の希望に添った質の高いサービスの提供に向けて、施設自らが行おうとするサービス水準の向上を支援	利用者のサービス選択及び事業の透明性の確保のための情報提供を行うとともに、事業者のサービスの質の向上への取組みを促進することによる、利用者本意の福祉の実現	事業者が利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するため、自らサービス内容を点検し、サービスの質の向上に取組むことを支援
事業の実施主体	福島県	東京都福祉サービス評価推進機構 ( (財) 東京都高齢者研究・福祉振興財団に設置 )	福井県
事業の受託機関	—	—	—
評価の決定機関	福島県  ( 福島県介護保険施設サービス評価委員会 )	多様な評価機関  ( 東京都福祉サービス評価推進機構が認証 )  ( 例 ) 公益法人、営利法人、NPO法人等	福井県  ( 在宅系 ) 地区介護サービス評価委員会 ( 県健康福祉センター単位に設置 )  ( 施設系 ) 福井県介護サービス評価委員会 ( 県委員会に設置 )
評価員	福島県介護保険施設サービス評価委員会の委員	評価を行うのに必要な資格や経験を有し、東京都福祉サービス評価推進機構が実施する評価者養成講習及び必要なフォローアップ研修を修了しており、評価機関に所属する者	( 在宅系 ) 地区介護サービス評価委員会の委員  ( 施設系 ) 福井県介護サービス評価委員会の委員
評価の対象	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 ( 介護療養型医療施設については13'より実施 )	福祉サービス全般 ( 35種類のサービス )	訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、介護老人福祉施設、介護老人保健施設
受審義務	任意	任意	任意
評価の費用	なし	各評価機関が個別に設定 ( 事業所と第三者評価機関が契約 )	なし
結 果 の 公 表	公表義務	なし ( 福島県介護保険施設サービス評価委員会と施設経営者の同意 )	なし ( 合意による )
	公表内容	評価結果概要	評価結果概要 ( 施設名は公表せず )  ・評価講評 ( 特によいと思う点、特に改善を要すると思う点 ) ・利用者調査結果 ・事業評価結果 ( 各評価項目ごとの5段階の評点基準とその根拠となるコメント ) ※5事業所まで評価結果の比較が可能 ・事業者のコメント
実施状況	・実施中 ・H16.3.1現在103施設実施済 ( H6'~H12'まで実施していた「福島県特別養護老人ホーム・老人保健施設評価委員会」での実施済83施設を含む )	・実施中 ・H16.3.1現在313ヶ所実施済	・H14'まで実施 在宅系：延べ53事業所実施済 ( H15.3.1現在 ) 施設系：延べ60施設実施済 ・H15'から実施せず

# スの第三者評価についての取組み状況

資料 2

みえ福祉第三者評価 (三重県)	健康福祉サービス第三者評価 (滋賀県)	介護サービス第三者評価 (京都府)
<ul style="list-style-type: none"> <li>改善志向（サービスの質の改善）</li> <li>自己評価重視（サービスの質の向上のために施設が組織的な取組を行う）</li> <li>職員と管理者による評価（改善のための課題に向けて施設全体で取り組む）</li> <li>施設の強みアピール</li> </ul>	<p>事業者のサービスの向上に向けた取組を促すとともに、その結果の公表により、利用者のサービス選択に資する情報提供</p>	<p>サービス事業者の公正・公平な「サービス評価」の取組を促進し、利用者本位の質の高い介護サービス提供の確保と選択を支援</p>
三重県	滋賀県	京都府
—	滋賀県社会福祉協議会（補助事業（モデル実施））	—
<p>多様な評価機関 (みえ福祉第三者評価制度に参画)</p> <p>(例) 公益法人、営利法人、NPO法人等</p>	<p>滋賀県社会福祉協議会（補助事業（モデル実施）） 第三者評価機関の育成を検討中</p>	<p>多様な評価機関 (京都府が認定)</p> <p>(例) 公益法人、NPO法人 等</p>
<p>評価機関に所属する者（資格、研修等の要件あり）</p>	<p>評価基準等の作成に携わった者で本人から同意を得た者（補助事業（モデル実施）） 〔本格実施の際には評価機関に設置する第三者評価委員会が任命する者（介護専門職、学識経験者等）とする予定〕</p>	<p>評価機関に所属する者（推薦、研修等の要件あり）</p>
<p>介護老人福祉施設（福祉サービス全般としていくことを検討中）</p>	福祉サービス全般	介護サービス全般
任意	任意	義務化を検討
<p>30万円（試行事業（県から評価機関への委託）） 30万円（本格実施後、基準額30万円の1/2を補助。平成16年度は変更予定）</p>	なし（H15「モデル事業」） 検討中（本格実施後）	8万円（H14～H16「モデル事業」） 初回評価費用、継続評価費用（初回の8割程度）の設定を検討
義務化を検討中	本格実施の際には義務化の予定	あり（要綱で規定）
<ul style="list-style-type: none"> <li>評価機関の評価結果と施設の改善計画をホームページで公表するとともに市町村社協の窓口に配置、供覧を行う。</li> <li>施設・評価機関も積極的に公表するものとする。（例：施設への掲示等）</li> </ul>	<p>本格実施の際には、評価項目毎の評価結果又は、再調査の結果を公表の予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果と自己評価結果の対比</li> <li>事業所に対するアドバイス・レポート等の公表を検討中</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>H15.12から特養本格実施</li> <li>H16.3.31現在20施設実施済</li> <li>H16から老健施設本格実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H15「モデル事業」実施中</li> <li>H16.3.31現在20ヶ所実施済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H15「モデル実施」中</li> <li>H16.3.31現在109ヶ所実施済</li> <li>H17から本格実施予定</li> </ul>

事項	福祉サービス第三者評価 (大阪府)	介護サービス第三者評価 (兵庫県)	介護サービス第三者評価 (熊本県)
評価の目的	・事業者が行う自己評価等によるサービスの質の向上の取組みを第三者の目で確認し評価することにより質の高いサービスに誘導 ・利用者選択が可能なサービスについては、結果公表によりサービスの選択に資する	評価結果や情報を幅広く利用者や事業者へ提供する仕組みを作ることにより、利用者が安心してサービスを選択できるようにするとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを促進	サービスの質を向上させるとともに、評価結果が広く公表されて、利用者がより良いサービスを自由に選択出来る環境を構築
事業の実施主体	福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪（以下、「推進支援会議」という。）大阪府福祉人権推進センター内に設置	兵庫県（兵庫県介護保険サービス第三者評価事業推進委員会）	熊本県
事業の受託機関	—	—	—
評価の決定機関	推進支援会議に参画する評価機関 (例) NPO法人、社会福祉法人、株式会社等	多様な評価機関（兵庫県介護保険サービス第三者評価事業推進委員が認証） (例)公益法人、営利法人、NPO法人等	多様な評価機関とすることを検討中
評価員	評価機関に所属する者（推進支援会議における第三者評価調査者養成研修の修了者を含む複数名で評価）	評価機関に所属する者（評価機関の推薦、資格、研修等要件あり）	評価機関に所属する者（評価員となる場合、研修等の要件あり）
評価の対象	福祉サービス全般 ※ 各評価機関が評価基準を策定する際に踏まえるべき「共通・重要事項」設定済サービス：高齢介護保険施設、高齢通所介護、高齢訪問介護、障害者施設、保育所、児童養護施設	介護サービス（痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅療養管理指導を除く）	訪問介護、通所介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護支援
受審義務	任意	任意	任意
評価の費用	各評価機関が個別に設定	各評価機関が個別に設定	無料（モデル事業） 各評価機関が個別に設定（痴呆性高齢者グループホーム）
結果の公表	公表義務	なし（合意によるが、原則公表する）	義務化を前提に検討中
	公表内容	・推進支援会議の情報提供システム：評価結果詳細や総合評価コメント（公表フォーマットは評価機関の評価手法に応じて数種あり。） ・各評価機関（独自のフォーマットにより公表）	・評価結果の概要、結果詳細、事業者コメント等
実施状況	・H15.9.3に参画する評価機関の第1回決定（参画希望：10機関） ・H15.9～H16.3「調査研究事業」の中で、8機関の参画を得て、評価のモデル実施や課題整理を実施	・H14'は各サービス2事業者モデル実施 ・H15'は実施なし ・H16'から本格実施予定	・H14'各サービス1事業所モデル実施 ・痴呆性高齢者グループホームについてはH15.10より逐次実施

介護サービス第三者評価 (神戸市)	介護サービス第三者評価 (福岡市)	介護サービス第三者評価 (北九州市)
利用者の選択に資する情報の提供や事業者の自主的なサービスの質の向上	・介護サービスを必要とする利用者のサービス事業所の選択に資する ・介護サービス事業所が提供するサービスの質の向上に資する	・利用者の適切なサービス選択に資するための情報となる ・事業者自らによるサービスの向上に向けた取組みに結びつける
神戸市消費者協会介護保険評価委員会(任意団体)	介護サービス評価センターふくおか(福岡市社会福祉協議会に設置)	北九州市(北九州市介護サービス評価委員会) (民間評価機関とすることを検討中)
—	—	—
神戸市消費者協会介護保険評価委員会(任意団体)	介護サービス評価センターふくおか(福岡市社会福祉協議会に設置)の評価委員会委員 (学識経験者4人、介護サービス精通者4人、市民2人、計10人)	北九州市(北九州市介護サービス評価委員会) (民間評価機関とすることを検討中)
神戸市消費者協会介護保険評価委員会に所属(協会内で組織)するホームヘルパーの有資格者	・調査員 介護支援専門員の資格を有し、実務経験のある者で福岡市社会福祉協議会で採用し、研修を修了した者	北九州市介護サービス評価委員会の委員(市長による委嘱)
訪問介護、訪問看護、通所介護	介護サービス(居宅療養管理指導を除く)	訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、居宅介護支援
任意	任意	任意
8万円(当初) 3万5千円(現在)	居宅サービス 3万円、20万円(補助無し) 居宅介護支援(同上) 施設サービス 6万円、20万円(補助無し)	無料
あり(契約書案で規定)	あり(要綱で規定)	なし(同意による)
レーダーチャート方式で示した結果概要等	レーダーチャート方式で示した結果概要等	評価結果の概要
・H15'実施中 ・H16.3.31現在、83ヶ所実施済	・H15'実施中 ・H16.3.1現在131ヶ所実施済(申込件数160事業所)	70事業所(H16.2現在)